

# 八戸市いじめ防止基本方針（概要）

- ＜特 徴＞
- 子どもの生命をいじめの問題から守ることを第一に、児童生徒の健やかな育ちといじめのない社会の実現を目指すこと
  - 学校や家庭・地域社会・関係機関等が連携し、組織的にいじめの問題に対応する体制づくりをすること
  - 児童生徒の思いやりの心や自他の命を大切にすることを育み、いじめの問題の未然防止等に努めていくこと
  - 八戸市公立小・中学校でのいじめの問題への対応等を支援すること

＜策定目的＞ 「八戸市いじめ防止基本方針」は国が制定した「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、策定するものである

## 第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

### 2 いじめの定義

- ・ いじめとは一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為

### 3 いじめの理解

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである
- ・ 多くの児童生徒が加害者にも被害者にもなっている
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ いじめは絶対に許されない行為であることを共通認識し、市民が一体となり、いじめ防止等の取組をしていく必要がある
- ・ いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提であることから、観察や相談活動、調査紙等を用いるなど、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である
- ・ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に組織的かつ適切に指導する

## 第2 いじめの防止等のための八戸市の対応

### 1 八戸市が実施する施策

- 「八戸市いじめ防止基本方針」の策定
- 「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
  - ・ いじめの防止等に関係する機関や団体との連携
- 「八戸市いじめ問題専門委員会」（教育委員会の附属機関）の設置
  - ・ いじめの防止等のための対策についての調査審議
  - ・ 八戸市公立小・中学校のいじめ重大事態に係る事実関係を明確にする調査

### 2 八戸市教育委員会が実施すべき取組

- いじめの防止のための取組
  - ・ 豊かな心の育成 ・ 児童生徒・保護者への意識啓発 ・ 調査研究 ・ 相談体制の整備
  - ・ 教職員の資質向上 ・ インターネットで行われるいじめへの対策 ・ 児童生徒への措置
- いじめに対する措置
- 重大事態への対処
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点
- 学校運営改善の支援

## 3 学校が実施すべき取組

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 学校がいじめの防止等に関する措置
  - ・ 協同指導体制づくり ・ 道徳教育の推進 ・ 体験活動の充実 ・ 研修の充実
  - ・ 授業の充実 ・ いじめを生まない学校風土づくり

## 4 家庭・地域社会及び関係機関等における取組の必要性

- ・ いじめの防止等の取組は学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むことが重要である
- ・ 子どもの教育については保護者に第一義的な責任があることを認識し規範意識や正義感等の精神や心を日頃から育むことが大切である

## 5 重大事態への対処

- 市教育委員会又は学校による調査
  - ・ 重大事態の意味  
児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認めるとき
  - ・ 重大事態の報告と調査  
重大事態の発生を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する  
学校又は市教育委員会は、事実関係を明確にする調査を実施する
  - ・ 調査の結果の提供及び報告  
いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に情報を提供する  
調査結果を速やかに市教育委員会を通じて市長に報告する
- 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
  - ・ 市長は、必要に応じて再調査を行う
  - ・ 市長は再調査結果について、議会に報告する
  - ・ 再調査の結果を踏まえた当該重大事態への対処、同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる

## 第3 その他の重要事項

国の基本方針見直し等の動向を勘案して見直しを検討し、必要に応じて見直す